

## 南海トラフ巨大地震による市内の予想被害と状況

### 【建物被害】

要因	全壊	半壊
揺れ	251棟	2,657棟
液状化	588棟	894棟
合計	839棟	3,551棟

### 【建物火災の被害】

発生時間	出火件数	焼失棟数
午前5時	1件	0棟
正午	1件	0棟
午後6時	2件	5棟

### 【人的被害】

発生時間	死者数	負傷者数
午前5時	15人	547人
正午	6人	435人
午後6時	9人	381人

### 【避難者と帰宅困難者】

項目	人数
避難者（建物被害を受けた人）	3,260人
帰宅困難者	377人

※建物と人的被害の発生時間は、表示の時間に限定しての想定です

### 【人の体感や行動、屋内外の状況】

項目	状況
人の体感・行動	立っていることが困難になる。
屋内の状況	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。
屋外の状況	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。

### 【木造建物（住宅）の状況】

耐震性	状況
耐震性が高い	壁などに軽微なひび割れ・亀裂が見られることがある。
耐震性が低い	壁などのひび割れや亀裂が多くなる。壁などに大きなひび割れや亀裂が入ることがある。 瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。

### 【地盤や斜面などの状況】

項目	状況
地盤	地割れが生じることがある。
斜面	崖崩れや地滑りが発生することがある。

※状況は震度6弱の場合

## 南海トラフ巨大地震を想定

500人規模の死傷者  
全壊建物は839棟  
7%が液状化



▲南海トラフの巨大地震発生時の県内の震度予想図

「海ないから安心」ではない  
市内の全域で「震度6弱」

県の地震被害  
想定調査から

南海トラフの巨大地震が起こる確率は、30年以内に60から70%といわれています。県が行った南海トラフの巨大地震の地震被害想定調査では、海から離れている当市でも、震度は6弱と予想。500人規模の死傷者が出るなど、甚大な被害が発生する可能性があります。明日にも起こるかも知れない大地震。日ごろから地震や災害に対する心構えや準備が必要です。

防災情報課 26-2111 (内線317)

### 南海トラフ巨大地震を想定

県では、南海トラフの巨大地震の被害想定調査を平成23年11月から、ことし2月にかけて行いました。調査では、一昨年の東日本大震災を踏まえ、それまで想定していた複合型東海地震から、最大級の地震とされる南海トラフの巨大地震に想定が見直されました。南海トラフ巨大地震の震源域は、静岡県駿河湾南から九州の宮崎県東部の日向灘までの海域を想定しています。

### 地震動の時間が長く液状化

調査の結果では、南海トラフの巨大地震で、県全域が震度5強以上の



▲南海トラフの巨大地震の位置図

揺れに見舞われると予想されています。当市でも市内のほぼ全域にわた

り、震度6弱の予想となっています。その内訳は、震度に対する人口比率として、震度6弱が99%、震度5弱が1%の割合になります。また南海トラフの巨大地震では、発生源が内陸のときよりも地震動の継続時間が長いことから、液状化が発生する可能性があります。液状化は、地下水位の高い砂地盤が、地震の振動で液体状になる現象。これにより構造物が埋もれたり、水道管など地中の構造物が浮き上がったります。市内では、7割の地域が液状化発生の可能性が高いとされ、特に大井町や長島町、三郷町、武並町の一部の地盤が弱い場所で可能性があるとされています。

### 839棟の建物が全壊被害

地震による市内の被害は、建物では全壊が839棟、半壊が3551棟と予想されています。そのうち、液状化に伴う倒壊は、全壊が588棟、半壊が894棟とされています。液状化が起きた所では、被害が大きくなるのが分かります。また火災の出火件数は、地震発生時間が午前5時では1件、正午では1件、午後6時では2件と予想されています。人的な被害は、揺れや急傾斜地の崩壊で建物が倒壊したときの被害を想定。午前5時では死者数が15人、負傷者数が547人、正午では死者

数が6人、負傷者数が435人、午後6時では死者数が9人、負傷者数が381人とされています。明け方の方が人的な被害を受けることが分かります。その他、建物が被害を受けるなどして、避難する人は、3260人、帰宅困難者は377人と予想されています。

### ライフライン遮断の可能性

大地震では、水道や電気などのライフラインにも影響が出ます。大地震が起これば、耐震性がない水道管の継ぎ目などが外れ、水が供給できなくなる可能性があります。また下水道でも土砂の流入などでふさがれた場合、機能に支障が出ることもあります。

### 家庭で非常備蓄品の用意を

南海トラフ巨大地震では、沿岸部の地域の被害が甚大となります。物資の供給やライフラインの復旧は、地震発生後の数日間、沿岸部の大都市に集中することが予想されます。このため、すぐに援助が来ないことも想定し、水道や電気がなくてもある程度生活できるように、家庭でも必要な物を最低3日分は備蓄しておくください。

# いざという 備えを



▶毛布と物干し竿で簡易な担架を作成する訓練



▶災害時に避難場所まで安全に行ける方法を地図上で考える訓練

## 自らの命は自ら守る

### 武並小学校

市内の小中学校では、「命を守る訓練」として、避難訓練をはじめ、自分の命を守るためのさまざまな訓練が行われています。

武並小学校では、年8回の命を守る訓練を予定しています。避難の訓練や緊急時の児童引き取り訓練、防災スクール、着衣水泳体験、救急救命講習などです。

中でも、2月と6月に開催した「防災スクール」では、災害時のさまざまな場面を想定した訓練を実施。地震から身を守る訓練や、けが人が出たときの応急手当の演習、火災が発生したときの消火訓練、避難所で生活するときのスリッパ作りや炊き出し訓練、逃げるときの安全な道を図上で確認する訓練などをしました。2年生が行った避難姿勢の訓練では、地震が起きたとき、アヒルのようにしゃがんで頭を抱える体勢をする「ダック」を身に付けました。教諭の「地震だ。ダックの姿勢」の言葉で全員が素早く身を守ることができるようになりました。また3、4年生が行った担架

演習では、毛布と物干し竿を使って、簡易な担架を作成。非常時に、自分たちでもけが人を安全に運べるようになりました。

防災スクールでは、6年間で6通りの防災に役立つ内容が身に付くように訓練が組み立てられています。訓練で学んだことは、どれも実践に役立つものばかり。卒業のときには、「子ども防災士」として認定することも考えています。そして、訓練を通して、同校の合い言葉「僕がやります。私がやります」のように、進んで活動ができる子どもに成長することを目指しています。



▶地震のときに頭を抱えてしゃがむ「ダック」の姿勢

## 地域の防災意識を高める 桜台自治会

桜台自治会3班では、2年前から地域の防災意識を高める取り組みを行っています。

3月には、東日本大震災の教訓を受け、防災訓練を行っています。一昨年は、地震体験車で大地震を体験したり、防災情報課の職員に、地震が起きたときの備えなどを、子どもたちにも分かるように説明してもらったりしました。ことしの訓練では、消防士から心肺蘇生の方法やAEDの使い方の指導を受けました。

7月19日には、避難命令が出たときに、安全に避難できる道を子どもたちに考えてもらいました。子ども



防災士 中洞巧さん  
(長島町永田桜台)

たちは、新たに一時的な避難場所になった「県森林組合連合会」まで避難するため、地図に山崩れや増水が起きそうな場所を記し、それを避けた安全な道を決めました。その後、子どもたちは、道を実際に歩いて確認。地図上で考えるだけでは分からなかった急斜面や、危険な家の塀の存在などを認識しました。

またこの日は、避難食に使えるようにと、子どもたちにジャガ芋を使ったスナック菓子でポテトサラダ作りを教えました。その他、火事を想定した煙体験や、防災に役立つ映像の上映もしました。

いざ災害が起きたときには、地域の助け合いが必要です。そのために、日ごろから地域内の懇親を深めるとともに、防災意識を高め、防災に関する知識を身に付けなければなりません。桜台自治会では、市の防災アカデミーに積極的に参加し、10人が防災士の認定を受けています。防災意識は、子どもときから身に付けた方がより効果的です。楽しく防災を学べるよう工夫し、みんなと協力しながら取り組んでいます。

# 防災訓練

## 9月1日(日) 午前8時

### 「地域の力が命を守る！」

防災行政無線と各家庭の音声告知器で、地震発生サイレンを鳴らしてお知らせします。

皆さん、各地域で行われる防災訓練に参加ください。



#### 主な非常持ち出し品

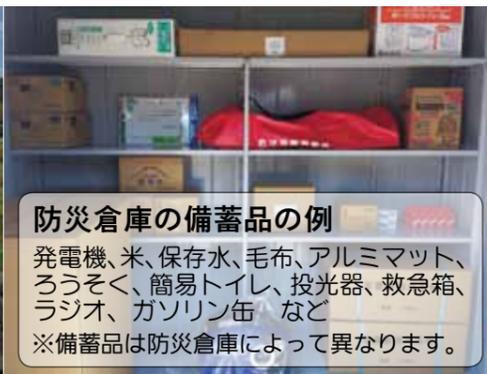
- 食料(乾パン、飲料水、缶詰・缶切り、紙皿など)
- 携帯ラジオ、懐中電灯、予備の電池
- 医薬品(ばんそうこう、傷薬、包帯、胃腸薬、鎮痛剤など)
- 免許証、健康保険証、各種権利証書など
- 現金(硬貨も用意)、預金通帳
- 衣類、生活日用品(衣服、タオル、洗面用具、下着)
- 雨具、軍手、ヘルメット、防災頭巾、マッチなど

※非常持ち出し品は、各家庭や個人によって必要な物が違います。避難の妨げにならない程度にまとめ、持ち出しの優先順位を決めるなどして準備をしておいてください。

※AED=自動体外式除細動器。機器が自動的に解析を行い、必要に応じて電氣的なショックを与え、心臓の動きを戻すことを試みる医療機器



▲昨年度に設置した防災倉庫（正家公民館）



▲防災倉庫内と備蓄品の例

**防災倉庫の備蓄品の例**

発電機、米、保存水、毛布、アルミマット、ろうそく、簡易トイレ、投光器、救急箱、ラジオ、ガソリン缶 など  
※備蓄品は防災倉庫によって異なります。

**各地域に防災備蓄品の整備**

市では、平成23年度から市内の指定避難所などへの防災倉庫と備蓄品の整備を進めています。平成24年度末で市が管理する倉庫は、71カ所に



▲6月4日に行われた豊鳴協議会加入自治体との災害協定の締結式（一番左が大塩副市長）

# 新たに11自治体と災害協定

災害の基本は、自分で自分を守る「自助」。次に隣近所や地域で助け合い災害に立ち向かう「共助」が重要です。災害時には自助と共助、そして公的機関の援助「公助」が互いに連携し、一体となることで、被害を最小限に抑えることが可能となります。ここでは、市が取り組んでいる事例をいくつか紹介します。

**協定を結んだ自治体数は15に**

市では、大きな災害に市のみで対応するのではなく、近隣自治体や県、国そして企業などと協力して対応するよう、災害時の相互応援協定を締結しています。

6月4日には、豊鳴協議会の参加自治体のうち12市町で災害時の相互応援協定を締結しました。豊鳴協議会は、ふるさとの人を生きかしたまちづくりや人づくり、心育てに取り組んでいる自治体が力を合わせ、その取り組みを全国に発信するとともに、先人の志と行動力に学ぶ元氣な地方の交流を図ることを目的として平成20年に設立された協議会。当市を含め全国14の自治体で構成されています。

協定では、大規模な災害が発生した場合、被災自治体が単独では十分な対応や応急復旧対策ができない場合に、被災自治体以外が相互に協力

し、それぞれの実情に合わせた応援を行うことを定めています。応援の種類は、災害ボランティアのあっせんや、地元企業などへ被災地支援の協力を要請することなどです。応援経費の負担は、原則、応援を行う自治体が負担することになっています。



▶当市と災害協定を結んでいる自治体（カッコ内はこれまでに結んだ自治体）

**地域の防災リーダーを育成**

地域防災を担うリーダーを養成するために、市では市防災研究会と協働で「防災アカデミー」を開催しています。ここでは、防災全般について講義や実技を交えて学び、防災リーダーを育成しています。

防災リーダーとは、平時には地域の防災訓練や研修のリーダーとして、非常時には、救援救護活動のリーダーとして地域防災の中心となって活躍する方です。

ことしも8月から11月にかけてリーダーの育成をします。現在、市内には131人の防災リーダーが誕生し、防災意識の普及活動などで活躍しています。

起こると市役所会議棟に災害対策本部を設置。市長が災害対策本部長となつて、市の職員全てを招集して、災害の対応に当たります。被災した地域の振興事務所には、現地災害対策本部を設置するなど、全庁的に対応する体制を整えています。

また、これとは別に震度4以上を観測したときは、警戒本部を設置して、関係各課の職員が情報の収集や災害が発生する恐れがある箇所の警戒などに努めます。

市では、市内で震度5強の地震が

た後のことを想定し、業務継続計画を策定しました。先の東日本大震災では、庁舎機能の喪失や職員の被災、住民情報の消失など、人的資源や社会基盤が失われたことにより、行政の業務継続に大きな支障を来した事例が多く見られたためです。

この計画では、災害発生後の業務立ち上げ時間の短縮や発災直後の業務レベルの向上を図り、市民の生命や生活、財産を保護し、市の都市活動や経済活動を支えるための方法が定められています。

**「特別警報」が加わります**

**気象庁の警報の発表方法が変更**

気象庁では、特別な警戒を呼び掛けるために、新たに「特別警報」を発表することになりました。これまで、大雨や津波、高潮などで重大な災害の起こる恐れがあるときに、「警報」として発表し、警戒を呼び掛けていました。「特別警報」は、より甚だしい大雨や大きな津波などが予想され、重大な災害による危険性が高まっているときに発表します。発表の開始時期は、8月中を予定しています。

特別警報の対象となる現象は「東日本大震災」や、わが国の観測史上最高の潮位を記録した「伊勢湾台風」の高潮、紀伊半島に甚大な被害をもたらした「平成23年台風第12号」の豪雨などが該当します。

特別警報が出た場合、数十年に一度しかないような非常に危険な状況にあります。屋外の状況や、避難指示、勧告などに留意し、直ちに命を守るための行動を取ってください。また被害を防ぐには、時間を追って発表される注意報や警報、その他の気象情報を活用して、早め早めの行動を取ることが必要です。その行動があなたや家族の命を守ります。

特別警報の詳細は、気象庁のウェブサイト(<http://www.jma.go.jp/>)で確認ください。

☎ 気象庁岐阜地方気象台防災業務課 ☎ 058-271-4108



▲平成23年台風第12号の豪雨で山崩れなどの被害を受けた和歌山県田辺市